

T&M通信

～税務と経営～

2020年4月号

今月の経営チェックポイント✓

- 新年度が始まります。4月より令和2年度となります。
- 令和2年4月分からの国民年金保険料は16,540円(月額)になります。※口座振替で2年分前納すると年間15,840円、1年分前納すると年間4,160円、6ヶ月分前納すると年間1,130円の割引があります。
- 協会けんぽ(全国健康保険協会京都支部)の令和2年度の健康保険料率は10.03%、介護保険料率は1.79%です。
- 雇用保険料率の変更はありません。
- 令和2年4月より高齢被保険者(65歳以上)の雇用保険料免除措置が終了します。
- 4月、5月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 今月の祝日は29日(水)が昭和の日です。

納税期限スケジュール

- 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日(木)まで延長されました。
 - 令和元年分所得税確定申告の振替納税日(振替納税利用の方が対象です。)
所得税・・・5月15日(金)
消費税・・・5月19日(火)
 - 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
4月30日(木)まで
 - 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出
納税通知書の交付を受けた日後3箇月以内
-
- ※当事務所のゴールデンウィーク期間のお休みはカレンダー通り、土・日・祝日です。

着眼点 「『新型コロナウイルス感染症特別貸付』について」

税理士 田中 彰

4月になり新年度を迎えました。桜も咲き本来ならば澆瀨とした気分にもなれる季節ではありますが、今回は新型コロナウイルスの蔓延でそれどころではない年度のスタートとなりました。一日も早い感染の終結を望むばかりです。

さて、この新型コロナ禍により皆様の事業経営にも多大な影響が出ていることと思います。そこで今回は政府が中小事業者の金融面からの支援策として打ち出している日本政策金融公庫の国民生活事業の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」についてご案内します。この制度は先月3月17日に受付が開始されたものです。

- ①基本的には最近1ヵ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少
- ②融資限度額は別枠 6,000万円
- ③返済期間 設備資金 20年以内(据置期間5年以内)
運転資金 15年以内(据置期間5年以内)
- ④利率 3,000万円以下 当初3年間0.46% 3年経過後1.36%(令和2年3月17日現在)
3,000万円超 1.36%(令和2年3月17日現在)
- ⑤担保 無担保
- ⑥特別利子補給制度 詳細検討中ですが、一定の事業者へ利子を補給(実質無利子となる)

現在、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらず先の見えない状況ではありますが、当面の資金繰りに不安を感じておられる方はこの借入を検討されてはいかがでしょうか。詳しくは、当事務所にご相談ください。

●賃貸借契約に関するルールの見直し

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施工されます。その改正の中に「賃貸借契約に関するルールの見直し」があります。

賃貸借に関する改正のポイント

①賃貸借契約から生ずる債務の保証に関するルール

今回の改正で、個人が連帯保証人になる場合その保証人が責任を負う金額の極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効とするというルールが新設されました。

②賃借物の修繕に関するルール

賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知したにもかかわらず相当な期間修繕しなかった場合、賃借人が修繕し賃貸人にその費用を請求することができる事になりました。

また、修繕をしなかった場合「その使用及び収益をできなきになった割合に応じて賃料は減額される」事が明確化されました。

③賃貸不動産が譲渡された場合のルール明確化

不動産の所有者が変わった場合、賃料を請求するためには不動産の所有権の移転登記が行われていなければならない旨の規定ができました。

④賃借人の原状回復義務及び除去義務等のルールの明確化

賃借人が賃借物を借りた後に生じた損傷については原状回復義務を負う事、しかし通常損耗や経年劣化については原状回復義務を負わないことが明記されました。

⑤敷金に関するルールの明確化

賃借人の退去時に家賃の滞納がある場合は、敷金から控除する事等のルールが明確化されました。

(文責：田中 恵子)

●新型コロナウイルス感染症に係る助成金について

新型コロナウイルスの蔓延により、貸付や助成金などの資金繰り対策が次々に発表されています。着眼点では貸付についてご案内させていただきましたので、こちらでは助成金についてご案内します。

・雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【助成率】中小企業 2/3 【支給限度日数】1年間で100日

・時間外労働等改善助成金特例コース（テレワークコース）

新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、特例的なコースを新たに設け、3月9日（月）より申請の受付を開始しています。

【助成率】1/2 【1企業当たりの上限額】100万円

※詳しくは当事務所へご相談ください。

(文責：田中 ひとみ)